

デカ BDE を RoHS 適用除外取り消し



The Knights

欧州の RoHS 指令に関連して、欧州司法裁判所は、2008 年 4 月 1 日に臭素系難燃剤デカブロモジフェニルエーテル(デカ BDE)の適用除外取り消しを命じました。除外を決定した欧州委員会と使用に反対してきたデンマークなどの間で係争していましたが、欧州委員会に敗訴を下しました。なお、6 月末までの適用除外維持が認められており、欧州委員会の今後の対応が注目されます。

2006 年 7 月実施の RoHS 指令は、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェニル(PBB)・ポリ臭化ビフェニルエーテル(PBDE)の使用を制限しています。また、当初、PBDE の一種であるデカ BDE も制限対象になると考えられていましたが、1990 年代半ばから長時間かけてリスク評価を実施した結果、環境に及ぼす影響が極めて低いと判断されました。そこで技術適用委員会での投票を経て、欧州委員会は適用除外を決定し、2005 年 10 月に公布していました。

係争の根本原因は、指令自体の構成・表現にあるとされています。第 4 条で「原則禁止」、第 5 条で「適用除外要件」、付属書第 10 項で「優先調査品目を明示」が記されていますが、これらは相互に厳密な統一性・関連性を欠くとされています。このような状況で、欧州議会とデンマークは「欧州委員会の除外決定は第 5 条で定義された要件から外れたもので越権行為」と主張しました。これを受けて、欧州司法裁判所は 4 月 1 日、「適用除外とするにはその要件を厳密に満たすことが必要。委員会の決定は厳密な意味で要件を満たさない」として、適用除外決定取り消しと 6 月末までの適用除外維持を経過措置として命じました。今回の係争の論点は、手続き上の問題や指令の表現が適切でない点にあるとされています。

デカ BDE は難燃効果とコストパフォーマンスに優れています。国内では電子・電気機器での使用はほとんどありませんが、繊維・自動車といった分野では使われている模様です。今回の判決は、これらの用途に影響を及ぼすものではありませんが、電子・電気機器用途がある中国・東南アジア地域では混乱も予想されます。

当社では、PBB・PBDE の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2008 年 5 月 13 日付 化学工業日報

Judgment of the Court(Grand Chamber) 1 April, 2008

商品開発箇所 白亜力